

(1) 専門部会の設置・開催

ビジョンの推進や評価、利便増進計画の作成等について、専門的な調査・検討を行うため、3つの専門部会を設置・開催

【ビジョン策定部会】

所掌: ビジョン改定に係る具体的な事項
についての協議等

回数: 年4回

委員: 16名

No	区分	委員構成
1	鹿児島市	企画部
2		都市計画部
3	関係 行政機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
4		鹿児島県
5	公共交通 事業者等	JR九州(株)鹿児島支社
6		(公社)県バス協会
7		鹿児島市交通局
8		鹿児島市船舶局
9		鹿児島市タクシー協会
10	道路管理者	鹿児島市道路部
11	公安委員会	県警本部交通部
12	学識経験者	鹿児島大学
13	公共交通 利用者	NPOかごしま市民環境会議
14		(一社)県情報サービス産業協会
15	公募市民	—
16		—

【交通ネットワーク部会】

所掌: 利便増進実施計画の策定に係る
協議等

回数: 年4回

委員: 15名

No	区分	委員構成
1	鹿児島市	企画部
2		都市計画部
3	公共交通 事業者等	JR九州(株)鹿児島支社
4		(公社)県バス協会
5		鹿児島交通(株)
6		南国交通(株)
7		JR九州バス(株)
8		鹿児島市交通局
9		鹿児島市船舶局
10		鹿児島市タクシー協会
11	道路管理者	九州地方整備局 鹿児島国道事務所
12	学識経験者	熊本大学
13	公共交通 利用者	(公社)鹿児島県観光連盟
14		消費生活アドバイザー
15	公募市民	—

【コミュニティ交通部会】

所掌: 持続可能な交通手段の見直しに
方針に係る協議等

回数: 年4回

委員: 11名

No	区分	委員構成
1	鹿児島市	企画部
2		都市計画部
3	関係 行政機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
4		鹿児島県
5	公共交通 事業者等	南国交通(株)
6		鹿児島市交通局
7		鹿児島市タクシー協会
8	道路管理者	鹿児島地域振興局建設部
9	学識経験者	九州産業大学
10	公共交通 利用者	まちづくり地域フォーラム・ かごしま探検の会
11	公募市民	—

(2) 公募委員の選考結果について

1. 募集要項

- ①応募資格 市内に住むか、通勤・通学する18歳以上の方
 ②募集期間 令和7年3月31日（月）
 ③任期 令和7年5月～令和9年3月

2. 選考内容

- ①応募者数 6名
 ②選考 令和7年4月11日 1次選考（書類審査（作文））
 令和7年4月17日 2次選考（面接+総合評価）

3. 選考結果

公募委員	ビジョン策定 部会	交通ネットワーク 部会	コミュニティ交通 部会
花田 明美	○	○	
駒走 徹	○		○

鹿児島市公共交通ビジョン 協議会委員

募集

【対象】

市内に住むか通勤・通学する18歳以上の方

【募集人員】

2人（作文及び面接による選考）

本市公共交通の戦略である「第二次鹿児島市公共交通ビジョン」の改定等について協議する委員を募集します。

【任期】

令和7年5月～令和9年3月

【会議概要】

(1) 開催回数見込（※1回あたり60分程度の会議）

令和7年度：10回 令和8年度：3回

(2) 協議内容(例)

- ・今後の公共交通のあり方
- ・公共交通不便地における交通手段の見直し
- ・公共交通ネットワーク再構築の方向性など

(3) 謝金

会議出席に応じて謝金あり

【申込方法】

郵送、FAX、メール、電子申請

募集の詳細や
申込は市HPを
チェック

【申込期限】

令和7年3月31日（月）＜必着＞

【問い合わせ・申込先】鹿児島市交通政策課 山下町11-1
 TEL：216-1113 FAX：216-1108 Mail：ko-seisaku@city.kagoshima.lg.jp

(3) 主な取組

① 地域公共交通ネットワーク再構築検討事業

1. 事業概要

地域公共交通ネットワークの再構築を図るため、官民が連携して取り組む利便増進実施計画の策定等を行う

2. 事業内容

① 利便増進事業の検討

移動実態調査の結果を踏まえ、利便増進事業の具体的な内容、実施主体、スケジュール等を検討

② 費用対効果の検証

利便増進事業の概算事業費や事業効果を整理

③ 計画素案の作成

3. スケジュール

年度	実施内容
令和6年度	移動実態調査・分析等
7年度	利便増進事業の検討、計画素案の作成
8年度	パブリックコメント、計画策定

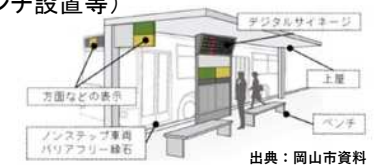


【 地域公共交通ネットワーク再構築のイメージ 】

【 利便増進事業の例 】

- ・路線等の編成の変更
- ・運行回数又は運行時間の設定
- ・運賃又は料金の設定
(定額制乗り放題運賃等)
- ・ICカードや二次元コードの導入

- ・交通結節施設における乗降場の改善(ベンチ設置等)



出典：岡山市資料

- ・乗り継ぎに関する分かりやすい情報提供
(デジタルサイネージ設置等)

天文館バス停のデジタルサイネージ

(3) 主な取組

②_公共交通不便地における持続可能な交通手段の見直し

公共交通不便地における日常生活の交通手段を確保するため運行しているコミュニティバス「あいばす」等について、利用者数の少ない便があるなど課題等があることから、地域の持続可能な交通手段となるよう調査検討を行い、見直し方針の作成等を行う。(今後は、公共交通ネットワーク再構築検討事業との連携が必要)

【経過】

年度	取組内容
R4	・あいばす利用者アンケート(～R6)
R5	・AI オンデマンド交通の実証実験(無償) ・利用状況等調査 ・公共交通不便地における持続可能な交通手段調査検討会の開催(～R6)
R6	・AI オンデマンド交通の実証実験(有償) ・交通手段に関するアンケート ・第1回地域懇話会の開催 ⇒見直し手法・方針の検討

【見直し(イメージ)】

あいばす(11地域)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| ①吉野 | ②谷山 | ③喜入 | ④伊敷東部 |
| ⑤伊敷西部 | ⑥谷山北部 | ⑦谷山南部 | |
| ⑧吉田 | ⑨松元 | ⑩郡山 | ⑪小原 |

【公共交通不便地における持続可能な交通手段調査検討事業】

【検討体制】

- ・公共交通不便地における持続可能な交通手段調査検討会(～R6)
- ・公共交通ビジョン協議会コミュニティ交通部会(R7～)

AIオンデマンド
交通実証実験

利用状況等・住民ニーズの基礎調査

【7年度事業内容】

①見直し方針の作成

AIオンデマンド交通の実証実験や地域住民の意見等を踏まえ、地域の実情に応じた交通手段の見直し方針を作成

②事業計画等の作成

各地域の見直し方針を踏まえ、先行して見直しを行う地域において、交通手段の事業計画等を作成

地域の実情に合わせた持続可能な交通手段の調査検討
(住民ニーズ・費用対効果・公共交通への影響等を踏まえ検討)

地域の実情に合わせた持続可能な交通手段への見直し

あいばすの継続

必要に応じ、
車両の小型化や減便等を実施



AIオンデマンド交通



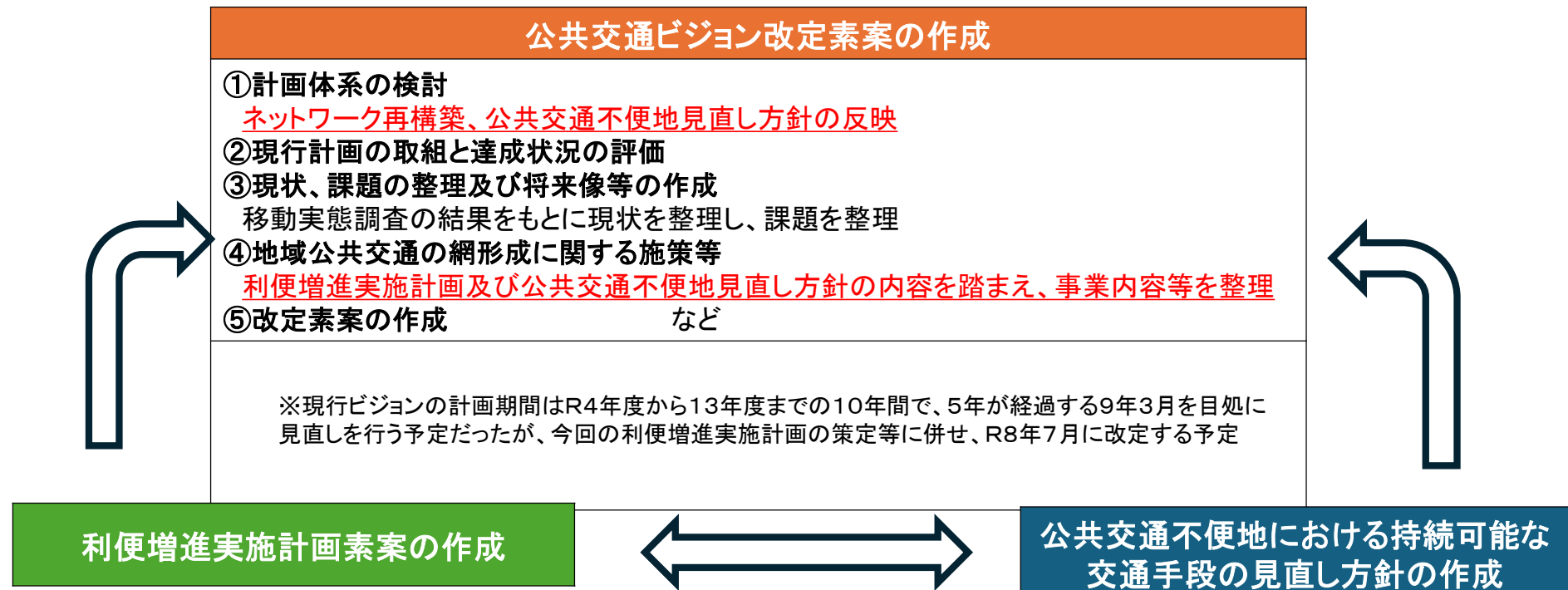
乗合タクシー



(3) 主な取組

③_第二次公共交通ビジョン改定素案の作成

利便増進実施計画や公共交通不便地における持続可能な交通手段の見直し方針の作成に合わせて、
 現行ビジョンを改定し、**持続可能な交通ネットワーク形成に向けて、より実効性のある計画として作成**



【スケジュール】

時期	実施内容
7年度	公共交通ビジョン改定素案の作成
8年度	パブリックコメント、計画策定(7月)

(4) 協議会のスケジュール

令和7年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
ビジョン協議会			●第1回（対面） ・ R6決算の承認 ・ 公募市民に関する報告 ・ 維持改善事業（フイダー）の事業計画（案）の協議					●第2回（対面） ・ 公共交通不便地における交通手段見直し方針案の報告			●第3回（書面） ・ 維持改善事業（フイダー）の事業計画（案）の事業評価	
ビジョン策定部会			◆第1回（6/6）		◆第2回			◆第3回			◆第4回 ・ ビジョン改定素案	
交通ネットワーク部会		◆第1回（5/23）		◆第2回				◆第3回			◆第4回 ・ 利便増進実施計画素案	
コミュニティ交通部会		◆第1回（5/23）		◆第2回 ・ 交通手段見直し方針検討案			◆第3回 ・ 交通手段見直し方針検討案		◆第4回			

地域懇話会の開催

(5) その他の取組

01_バス・タクシー運転者就職支援補助金

1.事業概要

民間路線バス及びタクシーの運転者不足への対応を図るため、**新たに市内のバス・タクシー事業に従事した運転者**に対し、奨励金を給付するとともに、事業者に対し、**二種免許取得経費の一部**について支援する

2.事業内容

(1) 路線バス・タクシー運転者就職奨励金

対象者	本市域内を営業区域として運行している路線バス又はタクシーの事業者 に運転者として採用され、1年継続して雇用される見込みのある者
奨励金の額	路線バス運転者 30万円 タクシー運転者 15万円

(2) 路線バス・タクシー運転者第二種免許取得支援補助金

対象事業者	本市域内を営業区域として運行している路線バス事業者及びタクシー事業者
対象経費	従業員が第二種免許取得に要した経費のうち、補助対象事業者が負担した額
補助率	4分の1
上限額	路線バス事業者 従業員1人につき10万円 タクシー事業者 従業員1人につき 5万円

02_路線バス・タクシー運転者確保対策事業

1.事業概要

路線バスやタクシーの運転者不足への対応のため、**県外からの移住者に対し**就職奨励金を交付する

2.事業内容

路線バス・タクシー県外運転者移住就職奨励金

採用時

10万円

+

-7-

採用1年後

10万円



(5) その他の取組

03_運転者確保広報支援事業

1.事業概要

物価高騰の影響を受ける公共交通機関である民間路線バス及びタクシーの運転者不足への対応を図るためPR動画を作成するとともに、指定のSNSでのターゲティング広告を実施し、運転者確保に向けた広報支援を行うもの

2.事業内容

①PR動画等制作

「バス及びタクシー運転者のプロモーション動画」に加え、運転者確保及び養成のための取組並びに各種支援制度の内容を含めた動画について企画・制作する

②ターゲティング広告

YouTube、X、Instagram、TVerの4媒体にて、ターゲティング広告を行う

③チラシ作成

バス・タクシー運転者就職支援補助金制度についてチラシを作成する

(今後のスケジュール)

月	実施内容
～8月	PR動画制作・チラシ作成
9月末～12月	広報(YouTube、X、Instagram、TVer)
1月～	効果検証

04_路線バス等運行維持支援補助事業

1.事業概要

物価高騰の影響を受ける公共交通機関である民間路線バス及びタクシーの事業者に対し、路線バス等の運行維持を図るため、必要な経費を支援する

2.内容

(1)対象

・本市に本店又は営業所を置く民間路線バス事業者並びにタクシー事業者

(2)支援内容

・バス 5万円/台
・タクシー 1.5万円/台

(3)申請期間

令和7年4月1日(火)～令和7年6月30日(月)

令和7年度 鹿児島市路線バス等運行維持支援補助金

物価高騰の影響を受ける公共交通機関である路線バス事業者及びタクシー事業者のうち、路線バス事業者又はタクシー事業者の維持・継続に努めるものに対して、路線バス等運行維持支援補助金を交付します。

申請要件

タクシー事業者 (福祉施設送迎事業を除く) で、次の全ての要件に該当する事業者

- 国土交通大臣の許可を受けている事業者であること
- 本市内に本店・営業所を有し、事業を営んでいること
- 申請時点で、九州運輸局に事業所自認票 (一般車両) として登録されている車両 (計時制車両は除く) があること (本市内の営業所に設置する車両に限る)
- 今後も事業を維持・継続する意思があること
- 申請者は暴力団等に関与していないこと

金額

支援金額	バス 5万円/台 タクシー 1.5万円/台
------	--------------------------

※ 対象車両
申請時点で保有する上記「申請要件の3」を満たす車両

申請に該当する事業者
ること
し、事業を営んでいること
の事実として登録されている車両があること

定額制バス及び定額バスを載せたもの
を
で保有する上記「申請要件の3」を満たす車両
してください。
様式第1～11
ことを証する事項の写し
の台数が分かるもの

確認できる書類 (ホームページ等)

(5) その他の取組

05_地域主体型コミュニティ交通運行支援モデル事業

1.事業概要

地域交通の利便性を確保するため、地域が自主的に取り組むコミュニティ交通の運行を支援するモデル事業を実施する

2.事業内容

(1)地域主体型コミュニティ交通運行支援モデル事業補助金

①対象者	本市に活動拠点を置く <u>地域団体</u> (地域コミュニティ協議会、町内会等)
②対象地域	全地域(ただし、既存の公共交通への影響を考慮) ※運行区域は、概ね本市域内で地域住民の日常生活の範囲であること。
③対象運送形態	<u>ボランティア運送</u> ※自家用自動車を用いた対価を収受しない互助による運送で、道路運送法上の許可又は登録を要しない運送形態
④補助率	10/10
⑤上限額	1地域団体あたり <u>50万円</u>
⑥対象経費	運行や安全確保・利用者保護に係る経費の一部 (補助対象経費) 燃料費/利用調整に係る人件費及びシステム手数料/車両使用料 運転者講習会の受講に係る経費/移動サービス専用自動車保険料

(2)地域への支援

- ①導入意向のある地域に対する事例紹介や助言
- ②関係機関及び交通事業者等との連絡調整
- ③事業の周知広報等

■ 令和6年度 決算について

1.収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B) - (A)	備考等
1 負担金	30,771,600	38,771,600	8,000,000	
1 負担金	30,771,600	38,771,600	8,000,000	
1 負担金	30,771,600	38,771,600	8,000,000	鹿児島市負担金 ・事業費・運営費：30,771,600円 ・広報支援事業分：8,000,000円
2 補助金	10,000,000	10,000,000	0	
1 補助金	10,000,000	10,000,000	0	
1 補助金	10,000,000	10,000,000	0	国庫補助金
3 諸収入	0	12,969	12,969	
1 諸収入	0	12,969	12,969	
1 利息	0	12,969	12,969	利息
合 計	40,771,600	48,784,569	8,012,969 (C)	

3.次年度繰越収支差額

(単位：円)

当年度収支差額 (E) = (C) -	8,000,000	収支決算合計-支出決算合計
前年度繰越金 (F)	0	令和6年度は設立年度のため前年度からの繰越金無し
次年度繰越金 (E) + (F)	8,000,000	令和7年度への繰越金 (運転者確保広報支援事業費)

2.支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B) - (A)	備考等
1 運営費	362,600	265,610	▲ 96,990	
1 運営費	362,600	265,610	▲ 96,990	
1 会議費	324,300	249,440	▲ 74,860	委員謝金：180,000円 委員旅費：69,440円
2 事務費	38,300	16,170	▲ 22,130	印鑑代：14,300円 振込手数料他：1,870円
2 事業費	30,409,000	27,005,000	▲ 3,404,000	
1 事業費	30,409,000	27,005,000	▲ 3,404,000	
1 事業費	30,409,000	27,005,000	▲ 3,404,000	移動実態調査・分析業務委託
3 諸支出金		10,000,000	10,000,000	
1 諸支出金	10,000,000	10,000,000	0	
1 諸支出金	10,000,000	10,000,000	0	国庫補助金相当額を鹿児島市に支払い
4 返還金	0	3,513,959	3,513,959	
1 返還金	0	3,513,959	3,513,959	
1 返還金	0	3,513,959	3,513,959	不用額を鹿児島市に支払い ・事業費他：3,416,263円 ・運営費他：97,696円
合 計	40,771,600	40,784,569	12,969 (D)	

令和6年度監査報告

鹿児島市公共交通ビジョン協議会 令和6年度監査報告

鹿児島市公共交通ビジョン協議会財務規定第10条第2項の規定により、令和6年度における会計収支を監査した結果、別紙決算報告のとおり収入、支出とも適正に処理されていたことを認めます。

令和7年6月2日

監査 鹿児島県バス協会 専務理事 嶋野 浩一郎

鹿児島市公共交通ビジョン協議会 令和6年度監査報告

鹿児島市公共交通ビジョン協議会財務規定第10条第2項の規定により、令和6年度における会計収支を監査した結果、別紙決算報告のとおり収入、支出とも適正に処理されていたことを認めます。

令和7年6月2日

監査 鹿児島市PTA協会 事務局長 中友 潔

令和7年度収支予算補正（案）について

令和7年度 鹿児島市公共交通ビジョン協議会 収支予算

収 入 (単位：円)

項目	予算額	備考
1 負担金	33,993,140	
1 負担金	33,993,140	
1 負担金	33,993,140	鹿児島市負担金
2 補助金	10,000,000	
1 補助金	10,000,000	
1 補助金	10,000,000	国庫補助金
合 計	43,993,140	



収 入 (単位：円)

項目	予算額	備考
1 負担金	25,993,140	
1 負担金	25,993,140	
1 負担金	25,993,140	鹿児島市負担金 ・事業費：25,087,000円 (ビジョン改定・利便増進実施計画策定業務) ・運営費：906,140円
2 補助金	10,000,000	
1 補助金	10,000,000	
1 補助金	10,000,000	国庫補助金
3 繰越金	8,000,000	
1 繰越金	8,000,000	
1 繰越金	8,000,000	事業費：運転者確保広報支援事業
合 計	43,993,140	

支 出

(単位：円)

項目	予算額	備考
1 運営費	906,140	
1 運営費	906,140	
1 会議費	876,800	謝金他
2 事務費	29,340	郵送料他
2 事業費	33,087,000	
1 事業費	33,087,000	
1 事業費①	25,087,000	ビジョン改定・利便増進実施計画策定業務委託
2 事務費②	8,000,000	運転者確保広報支援事業
3 諸支出金	10,000,000	
1 諸支出金	10,000,000	
1 諸支出金	10,000,000	国庫補助金相当額を鹿児島市に支払
4 返還金	0	
1 返還金	0	
1 返還金	0	
合 計	43,993,140	

※協議会予算に不用額が生じる場合は、毎会計年度ごとに必要な返還を行うこととする。

【補正内容】

R7年度の協議会収支予算(案)のうち、7年度受入れ予定であった運転者確保広報支援事業の負担金については、早期に事業者選定を行うため、6年度の受け入れに前倒し、繰越金として処理

令和8年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統補助）（案）

令和7年6月 日

（名称）鹿児島市公共交通ビジョン協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

鹿児島市における公共交通について、鉄道は鹿児島中央駅を中心に、西方向に鹿児島本線、北方向に日豊本線、南方向に指宿枕崎線が運行されており、路面電車は市中心部で2系統運行されている。また、路線バスは、鹿児島市交通局、鹿児島交通、南国交通、JR九州バスの4事業者が市中心部と団地を結ぶ区間を中心に運行しているほか、桜島フェリーが運航を行っており、これらについては、運行本数も多く、本市の基幹交通を担っているところである。

しかしながら、これらの基幹交通沿線地域とそれ以外の地域では、公共交通のサービス水準が大きく異なっており、高齢化の進行により、車を運転できない高齢者等を中心に日常生活に支障をきたすようになっていたことから、平成20年6月に「鹿児島市公共交通不便地総合連携計画」を策定し、地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、基幹交通とつなぐフィーダ一路線であるコミュニティバス「あいばす」の運行を順次開始し、買い物や通院など、日常生活を営むために必要不可欠な移動手段の確保に取り組んでいるところである。

こうした地域においては、高齢化が他の地域より進んでいることなどもあり、今後も「あいばす」の運行を維持し、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

このため、鹿児島市公共交通ビジョン協議会規約第2条第4号に基づく事業として、国の地域公共交通確保維持事業を活用し、「あいばす」運行の確保・維持を図るものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

下記のとおり、各地域の一便当たりの利用者数を目標として設定する。

「あいばす」の一便当たり利用者数の目標

	10年度 (R8.10～ R9.9)	9年度 (R8.10～ R9.9)	8年度 (R7.10～ R8.9)	7年度前期 実績 (R6.10～ R7.3)	6年度 実績 (R5.10～ R6.9)	5年度 実績 (R4.10～ R5.9)
谷山地域	6.2人	6.2人	6.2人	5.8人	5.5人	5.1人
喜入地域	4.2人	4.2人	4.2人	4.1人	4.0人	3.8人

※ 一便当たりの利用者数は年間輸送人員を年間運行回数で除した数で算出

【目標値設定の考え方】

（谷山地域）

6年度実績（5.5人/便）及び7年度前期実績（5.8人/便）が、7年度事業計画の目標（6.2人/便）を下回っていることから、8年度目標については、引き続き、7年度事業計画の目標である6.2人/便の達成を目指すこととし、9・10年度目標についても同様とする。ただし、9・10年度目標については、本年度以降の計画策定の際に、7年度実績を踏まえて上方修正等の見直しを検討することとする。

（喜入地域）

6年度実績（4.0人/便）及び7年度前期実績（4.1人/便）が、7年度事業計画の目標（4.2人/便）を下回っていることから、8年度目標については、引き続き、7年度事業計画の目標である4.2人/便の達成を目指すこととし、9・10年度についても同様とする。ただし、9・10年度目標については、本年度以降の計画策定の際に、7年度実績を踏まえて上方修正等の見直しを検討することとする。

(2) 事業の効果

谷山地域及び喜入地域の「あいばす」は、地域内にあるスーパーなどの店舗や病院、高齢者福祉センター等の温泉施設を結ぶとともに、本市の中心市街地への交通結節点となる谷山電停やJR指宿枕崎線の谷山駅や喜入駅等との接続も図っているところである。また、児童・生徒の通学の利用にも対応できるように運行計画を作成しているところである。

同地域の「あいばす」の運行を維持することにより、地域住民の方々の通学、通院、買い物、温泉施設利用といった日常生活を営むのに必要不可欠な移動手段が確保されるとともに、市中心部へのネットワークとの連携も図られ、高齢者等の外出促進・地域活性化にもつながるものである。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・「あいばす」の路線図及び時刻表をホームページに掲載する。(鹿児島市)
- ・沿線に住む市民に対し、町内会等を通じて「あいばす」の利用促進について周知広報を行う。(鹿児島市)
- ・地域からの要望や利用状況等を踏まえ、運行ルートの見直しなどの検討を行う。(鹿児島市)
- ・令和4年12月に「あいばす」に導入したバスロケーションシステムのさらなる周知広報に取り組む。(鹿児島市)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

〈地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付〉
(谷山地域)

番号	運行系統の概要	運送予定者
(1) 谷山1	笠松上～慈眼寺団地～木屋宇都公民館前～ふるさと考古歴史館前～谷山電停	鹿児島 第一交通 株式会社
(2) 谷山2	谷山電停～南部親子つどいの広場～高齢者福祉センター谷山～笠松公民館前～慈眼寺団地～木屋宇都公民館前～谷山電停	
(3) 谷山3	谷山電停～玉利西～大脇原～高齢者福祉センター谷山～南部親子つどいの広場～谷山電停	
(4) 谷山4	谷山電停～南部親子つどいの広場～高齢者福祉センター谷山～笠松公民館前～慈眼寺団地～高尾西～谷山電停	

※時刻表等については、別紙のとおり

(喜入地域)

番号	運行系統の概要	運送予定者
(5) 喜入1	老人憩の家前～シーメンスクラブ前～幸福団地前～中名駅前～喜入支所～野元公民館前～喜入支所～中名駅前～幸福団地前～シーメンスクラブ前～老人憩の家前	鹿児島 第一交通 株式会社
(6) 喜入2	老人憩の家前～シーメンスクラブ前～幸福団地前～中名駅前～喜入支所～湊田～一倉小前～新田～小田代前村	
(7) 喜入3	老人憩の家前～喜入支所～野元公民館前～喜入支所～老人憩の家前	
(8) 喜入4	老人憩の家前～喜入支所～喜入駅～前之浜駅前～生見駅～瀬崎～帖地公民館前	鹿児島 第一交通 株式会社
(9) 喜入5	老人憩の家前～喜入支所～野元公民館前～湊田～一倉小前～新田～小田代前村	
(10) 喜入6	老人憩の家前～喜入支所～湊田～一倉小前～新田～小田代前村	

※時刻表等については、別紙のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る谷山・喜入地域のコミュニティバス「あいばす」において、鹿児島市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 ・利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・利用者アンケート（調査員による聞き取りや利用者アンケート）
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
＜地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要「表5」を添付＞ （谷山地域） 谷山地域「あいばす」は、玉利町内会、木屋宇都町内会といった、山間部に近く、市内の幹線道路からも遠い場所に位置し、半径1km以内にバス停等が存在しない交通空白地域を運行することとしている。 （喜入地域） 喜入地域「あいばす」は、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域である喜入地域のうち瀬々串地域を除く地域を運行することとしている。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

第二次鹿児島市公共交通ビジョン策定協議会)

- ・令和3年 9月13日(第1回・書面協議)
- ・令和3年11月25日(第2回)
- ・令和4年 3月16日(第3回)※計画(案)の承認

(第二次鹿児島市公共交通ビジョン推進会議)

- ・令和6年 3月15日(令和5年度第2回・書面協議)
※計画の一部改訂について承認
・地域内フィーダー補助系統等の位置付けを追加

(鹿児島市公共交通ビジョン協議会)

R6年度

- ・令和6年 6月20日(第2回・書面会議) ※計画認定申請の承認
- ・令和6年 9月27日(第3回) ※推進事業の実施状況の報告
- ・令和7年 1月17日(第4回・書面会議) ※国庫補助の活用に係る事業評価の実施
- ・令和7年 3月18日(第5回) ※計画変更届出書の承認

R7年度

- ・令和7年 6月 6日(第1回) ※計画認定申請の承認

19. 利用者等の意見の反映状況

(第二次鹿児島市公共交通ビジョン策定協議会)

- ① 第二次鹿児島市公共交通ビジョン策定協議会に、以下の団体のメンバー及び市の公募による市民5人が参画し、第六次総合計画の内容等を踏まえながら、重点戦略等の検討を行い、市民・交通事業者・行政等が一体となって取り組む新たな推進計画として、3回にわたって議論を行った。
 - ・公益社団法人鹿児島県観光連盟
- ② パブリックコメントを令和3年12月15日から令和4年1月19日まで行い、52件の意見が寄せされた。

(第二次鹿児島市公共交通ビジョン推進会議)

- ① 第二次鹿児島市公共交通ビジョン推進会議に、以下の団体等の市民が参画し、計画の一部改訂(地域内フィーダー補助系統等の位置付け)の議論を行った。
 - ・公益社団法人鹿児島県観光連盟
 - ・消費生活アドバイザー
 - ・特定非営利活動法人かごしま市民環境会議
 - ・特定非営利活動法人まちづくり地域フォーラム・かごしま探検の会
 - ・一般社団法人鹿児島県情報サービス産業協会

(鹿児島市公共交通ビジョン協議会)

- ① 鹿児島市公共交通ビジョン協議会に、以下の団体等の市民が参画し、令和7年度地域公共交通計画(地域内フィーダー系統補助)について協議した。
 - ・公益社団法人鹿児島県観光連盟
 - ・消費生活アドバイザー
 - ・特定非営利活動法人かごしま市民環境会議
 - ・特定非営利活動法人まちづくり地域フォーラム・かごしま探検の会
 - ・一般社団法人鹿児島県情報サービス産業協会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 鹿児島市山下町 1 1 - 1

(所 属) 鹿児島市企画財政局企画部交通政策課

(氏 名) 曉 俊也

(電 話) 099-216-1113

(e-mail) ko-seisaku@city.kagoshima.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）

参考資料
別表 8

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

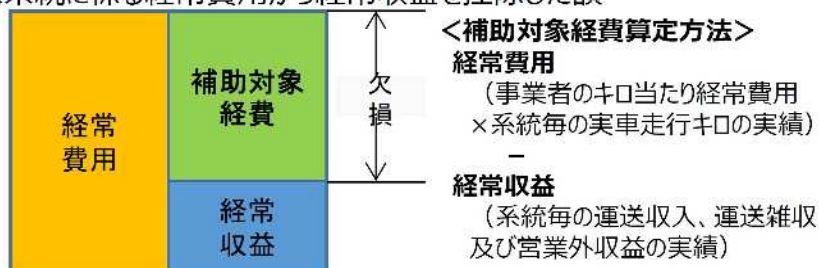
補助内容

○ 補助対象事業者

- ・地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会
- ・一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者（R6年度まで）

○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



○ 補助率

1 / 2 以内

○ 主な補助要件

- 市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載された系統であり、
- 補助対象地域間バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- 補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- 新たに運行又は公的支援を受けるものであること
- 乗車人員が2人 / 1回以上であること（定時定路線型の場合に限る）
- 経常収益が経常費用に達していないこと

補助対象系統のイメージ



※専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

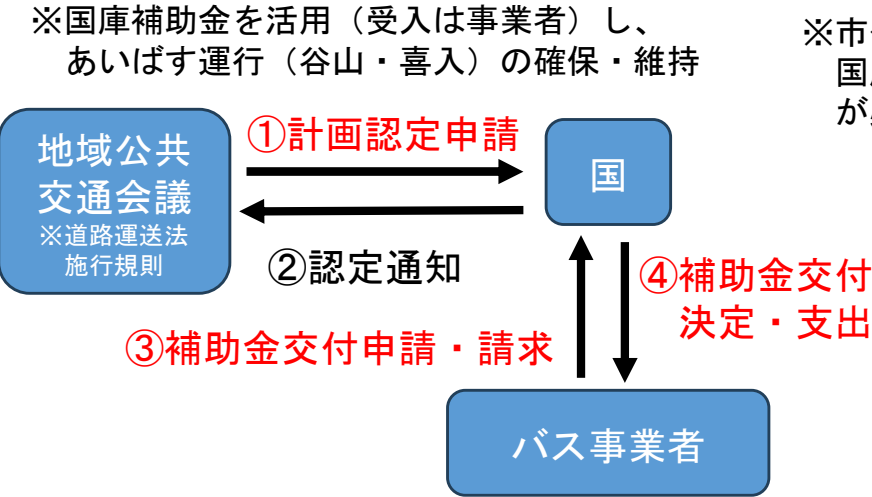
※交通不便地域は、地方運輸局長等が指定する地域

※乗用タクシーは、過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る

・国の制度変更に伴い、**令和7年事業年度（令和6年10月～7年9月）**分から、法定協議会（地域公共交通活性化再生法）である「鹿児島市公共交通ビジョン協議会」において、**計画認定申請・補助金受入**を行う必要がある。

【補助金受入等の流れ】

《～令和6年事業年度（経過措置期間）》

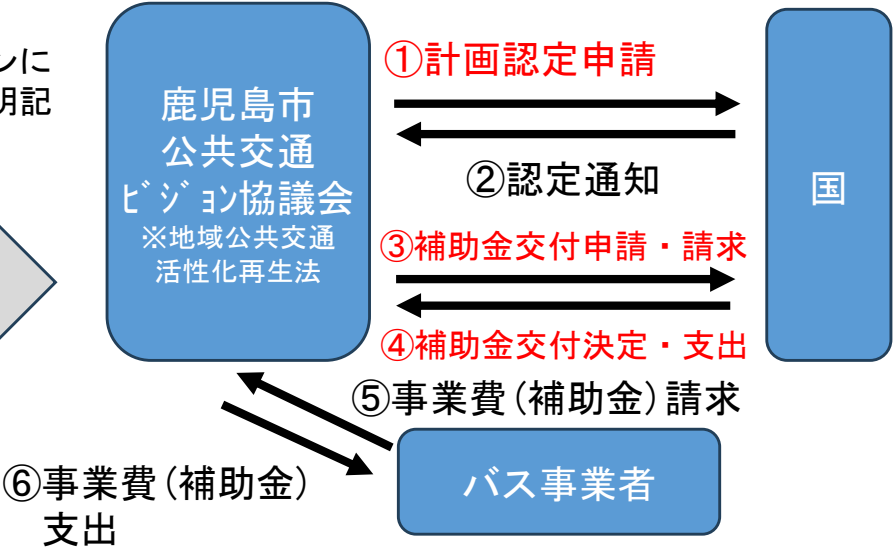


《**令和7年事業年度～**（経過措置期間終了後）》

※市公共交通ビジョンを作成する法定協議会での補助金受入が必要

※市公共交通ビジョンに
国庫補助金活用の明記
が必要

R2.11
法改正



【補助金受入等スケジュール】

事業年度	計画認定申請	計画認定	事業実施 (谷山・喜入地域あいばす運行)	交付申請	補助金受入
R 6	R 5.6 (地域公共交通会議)	R 5.9	R 5.10～R 6.9	R 6.11 (バス事業者)	R 7.4 (バス事業者)
R 7	R 6.6 (公共交通ビジョン協議会)	R 6.9	R 6.10～R 7.9	R 7.11 (公共交通ビジョン協議会)	R 8.4 (公共交通ビジョン協議会)
R 8	R 7.6 (公共交通ビジョン協議会)	R 7.9	R 7.10～R 8.9	R 8.11 (公共交通ビジョン協議会)	R 9.4 (公共交通ビジョン協議会)

令和6年度相乗りタクシー実証実験事業

タクシー「シェア乗り」実証実験の実施結果について

1 実証実験の概要

- (1) 実施主体 : 鹿児島市
- (2) 協力 : 鹿児島市タクシー協会
- (3) 委託事業者 : 株式会社NearMe
- (4) 参画事業者 : 6社(鶴丸交通、南国タクシー、山元交通、旭交通、あづま交通、鹿児島第一交通)
- (5) 実証運行期間 : 2025年1月20日(月)～2025年3月30日(日)
- (6) 実証運行時間 : 21:00～26:00

(7) 運行エリア

- ・ 乗車エリア : 鹿児島市中心市街地エリア
- ・ 降車エリア : 7エリア13団地等

伊敷団地・岡之原団地、伊敷ニュータウン・西玉里団地・伊敷ニュータウンひがし台、玉里団地、原良団地、武岡団地・武岡ハイランド・武岡ピュアタウン・武岡台、西郷団地、吉野地域の一部

(8) 予約方法

- ・ ニアミーのアプリまたはウェブサイト(<https://campaign.nearme.jp/poc-kagoshima/>)から予約

(9) 決済方法 : 事前に登録したクレジットカード

(10) 料 金 : 乗車地から降車地までの走行距離と相乗りの有無に応じて割り勘(事前確定)

2 周知広報

- ・ポスター、チラシ、名刺サイズカードを制作し、中心市街地の商店街や商業施設、対象団地等の町内会へ周知
- ・マグネットシートを作製し、タクシー車両側面に掲出し広報(タクシー車内にチラシ吊り下げ)
- ・本市公式LINE等のSNSによる情報発信のほか、新聞、テレビ、ラジオ、庁内放送等で取組を紹介

▼ポスター/チラシ(表)

タクシー「シェア乗り」実証実験
～夜の鹿児島 帰宅の足に～

「シェア乗り」とは
夜間の交通手段を確保するため、タクシー事業者と連携し、配車アプリを活用したタクシー「シェア乗り」(相乗り)の実証実験を行います。
1台のタクシーに複数組乗車できるのが「シェア乗り」。同じ方向へ行く人と車賃をシェアすることで、もっと便利におトクにタクシーを利用できます。

運行期間
2025年
1月20日～3月30日

運行時間
21:00～26:00
土・日・祭日・祝日に限り延長する
移動が対象

運行エリア
中心市街地から
対象団地等まで

詳細はこちら

便利!
・予約から支払いまで
オンラインで完結
(支払いクレジットカードのみ)
・乗り予約で毎日に乗車

安心・安全!
・料金は乗車前に確定
・プロのドライバーが運行

おトク!
・料金は相乗り人数や
乗車距離に応じて安分
・相乗りが成立すると1人で
乗るよりおトクに

鹿児島市 | 鹿児島県タクシー協会 | NearMe

▼名刺サイズカード(表)

タクシー「シェア乗り」実証実験
～夜の鹿児島 帰宅の足に～

鹿児島市 | 鹿児島県タクシー協会 | NearMe

▼チラシ(裏)

ご利用方法

会員登録 (無料)
お名前や料金決済用のクレジットカード情報など必要事項を登録してください。

仮予約 (予約申し込み)
・乗車・降車地、乗車希望日、出発又は到着希望時刻、乗車人数を入力してください。
・内容を確認後、「予約する」ボタンをタップして仮予約完了となります。
⇒ ② 仮予約受付メールを送信しますので、内容をご確認ください。

予約受付・乗車情報のお知らせ (配車の時間・車高等のご連絡)
・乗車にビッグアップ (乗車) 時間、料金、車高情報、他の乗車人数等をお知らせします。
⇒ ③ 乗車情報メールを送信しますので内容をご確認ください。
※乗車情報メールの配信は乗車希望日の前日～当日の夜間のみとなります。 (乗車希望日の前日～当日の夜間のみとなります)
※乗車情報メールの配信は乗車希望日の前日～当日の夜間のみとなります。 (乗車希望日の前日～当日の夜間のみとなります)
※乗車情報メールの配信は乗車希望日の前日～当日の夜間のみとなります。 (乗車希望日の前日～当日の夜間のみとなります)

乗車して降車地へ
・当日の乗車時間になりましたら、指定の乗車地でお待ちください。
・乗車情報メールに記載された乗車地が到着したら、乗車してください。
・降車地には必ず乗車希望時刻の30分前までに到着してください。
・乗車時間を超えてお見えにならない場合は、ドライバーよりアプリを通じてご連絡することがあります。
・料金は乗車前に確定し、降車後、事前に登録されたクレジットカードから自動で精算されます。

対象団地一覧
・伊勢団地、宮之宮団地
・伊勢ニュータウン、西宮団地、伊勢ニュータウンB地区
・宮之宮団地
・東宮団地
・東宮団地、宮之宮団地、伊勢ニュータウン、伊勢ニュータウンB地区
・西宮団地
・西宮団地

留意事項
・乗車時間になっても乗車地にお見えにならない場合は、又は指定の乗車地を過ぎた場合はキャンセルとなります。
・乗車希望時刻に間に合わない場合は、キャンセル料が発生します。(キャンセル料は乗車希望時刻の10分前までにキャンセルする必要があります。)
・料金は、乗車希望時刻の10分前までにキャンセルする必要があります。 (キャンセル料は乗車希望時刻の10分前までにキャンセルする必要があります。)
・乗車希望時刻に間に合わない場合は、キャンセル料が発生します。(キャンセル料は乗車希望時刻の10分前までにキャンセルする必要があります。)
・乗車希望時刻に間に合わない場合は、キャンセル料が発生します。(キャンセル料は乗車希望時刻の10分前までにキャンセルする必要があります。)
・乗車希望時刻に間に合わない場合は、キャンセル料が発生します。(キャンセル料は乗車希望時刻の10分前までにキャンセルする必要があります。)

お問い合わせ
鹿児島市役所 交通政策課 鹿児島市山下町11番4号 TEL: 099-226-1212 FAX: 099-226-1208

▼名刺サイズカード(裏)

「シェア乗り」とは
夜間の交通手段を確保するため、タクシー事業者等と連携し、配車アプリを活用したタクシー「シェア乗り」(相乗り)の実証実験を行います。
1台のタクシーに複数組乗車できるのが「シェア乗り」。同じ方向へ行く人と車賃をシェアすることで、もっと便利におトクにタクシーを利用できます。

運行期間
2025年
1月20日～3月30日

運行時間
21:00～26:00

運行エリア
中心市街地から
対象団地等までの
移動が対象

*上記時間内に乗車する移動が対象

▼サービスサイト

タクシー「シェア乗り」実証実験
～夜の鹿児島 帰宅の足に～

乗車地
降車地 (住所または施設名)
希望日時を入力
1
料金を確認する

夜間の交通手段を確保するため、タクシー事業者等と連携し、配車アプリを活用したタクシー「シェア乗り」(相乗り)の実証実験を行います。
1台のタクシーに複数組乗車できるのが「シェア乗り」。同じ方向へ行く人と車賃をシェアすることで、もっと便利におトクにタクシーを利用できます。

▼マグネットシート

タクシー「シェア乗り」実証実験
～夜の鹿児島 帰宅の足に～

運行期間
2025年1月20日～3月30日

鹿児島市 | 鹿児島県タクシー協会 | NearMe

3 利用実績

PV数 ※1	検索数 ※2	検索率 ※3	登録ユーザー	予約数 ※4	予約率 ※5	トリップ完了	キャンセル済み	却下済み
11,937	857	7.2%	69	71	8.3%	24	38	9

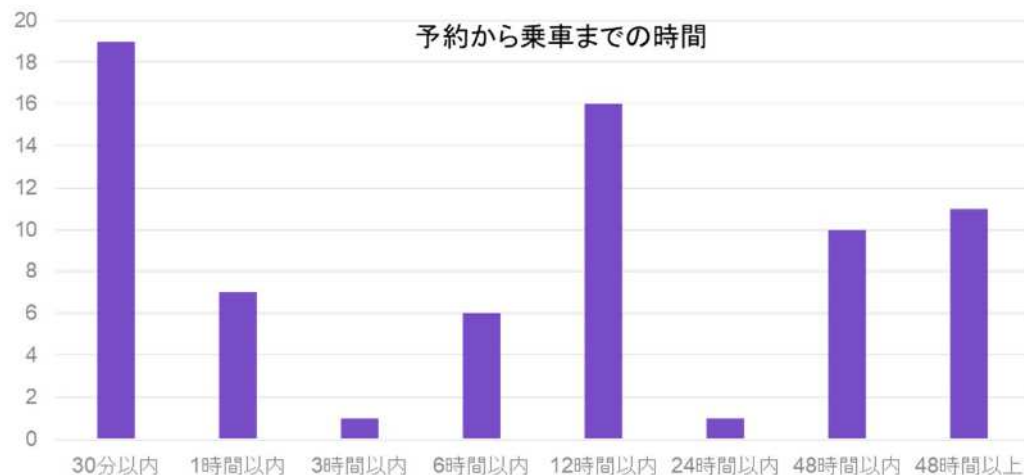
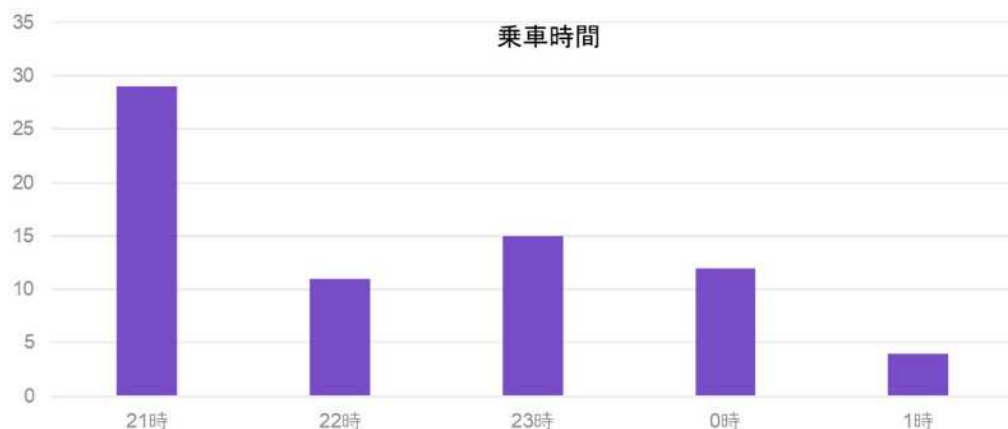
※1 PV数: サービスサイトへの流入数

※2 検索数: サービスサイトの予約フォームで「料金確認」ボタンが押された数

※3 検索率: 検索数/PV数

※4 予約数: 予約された数

※5 予約率: 予約数/検索数



- 運行実績(トリップ数)は24件(うち相乗り1件)と少なかった
- 予約数は71件で直前キャンセル等が47件と多く見られた
- 利用ピークは「夜の早い時間帯」に集中
- 予約数全71件中、21時台が最多(29件、約41%)
- 23時以前(21～23時)の合計は55件(約77%)で明確に早い時間帯に偏りが見られる
- 深夜帯(0～1時台)の乗車は16件(23%)にとどまる
- 予約数全71件のうち、30分以内の直前予約が約27%(19件)と最も多い
- 1時間以内の予約(30分以内の予約含む)だけで36.6%(26件)を占める
- 一方で、12時間以上前の予約も22件(約31%)存在しており、極端に直前 or 極端に前 の二極化傾向

4 アンケート結果

① 会員登録者の主な意見

【利用した理由】

- ・「他の公共交通機関が運行していないから」「タクシーの料金を少しでも安く抑えたいから」

【非利用理由】

- ・「対象エリア外」「マッチングしなかった」「予定が変わった」「予約を断られた」「料金が低い」など

【改善点・不満点】

- ・「会員登録・予約が面倒」「対象エリア・時間が限定的」「マッチングが成立しない」「車両を選べない」

【その他、意見】

- ・「相乗りが成立しなかったのが残念」「今後も利用したい」「これがスタンダードになればうれしい」
「公共交通の空白時間帯の移動にとっても助かる」「予約キャンセルは改善してほしい」
- ・ その他、最終バス後の移動手段として期待されている声も複数あり

② タクシー事業者の主な意見

- ・ 深夜のため女性の顧客に対し、シェア乗りの抵抗がある
- ・ 地域が限定され、利用の範囲が狭かった
- ・ ドライバーもシェア乗りに不慣れで、年配者は操作に不安があった
- ・ 利用客への周知方法、利用時間等に課題がある
- ・ 今後、シェア乗りという仕組みは必要になってくる

5 実証実験に関する考察(まとめ)

- 潜在需要の存在
 - 「予約申込」までは至らないケースも多いが、PV数(サイトへの流入数)は多く、検索率(検索数/PV数)は他事例と比べても高いことから、一定の関心喚起されていた
- 需要のピークは21時に集中
 - 乗車希望時刻は21時台が最多(29件/全71件)であり、次いで22時台・23時台と続く
 - 夜間は公共交通機関の本数が大きく減少するため、需要が顕在化
- キャンセル率約54%
 - 行動パターンや時刻から見ても、「テスト的に条件入力をする」ユーザーが一定数存在すると想定
 - 「体験前の不安」や「料金・相乗り条件への不信感」が背景にある可能性
- 利用が伸び悩んだ主な背景
 - 実施時期が中心市街地の閑散期を含むことや、サービス提供時間と対象エリアが限定されていたことが影響
 - 対象が限定的だったことなどにより、認知獲得につながらず、潜在ニーズがあっても予約行動に結びつかないケースが見られた



【総括】

- 一定の潜在需要があり、導入を期待する声がある一方で、キャンセル率の高さや運行エリア、時間帯などに課題があることから、今後、利用者や交通事業者等の意見を踏まえながら、今後の対応を検討する。